

令和5年6月15日（木）
午前11時
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議案書

傍聴人用
閲覧用

退席時はご返却願います。

報告事項

報告第19号 市長からの意見聴取について

議決事項

議案第23号 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について

議案第24号 寝屋川市文化振興会議委員の委嘱について

議案第25号 寝屋川市文化財保護審議会への諮問について

署名人

高須教育長

秋元委員

5月・6月教育委員会一般事務報告

(5月25日～6月15日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
5	25	木	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金交付要綱の一部改正	補助対象団体の名称変更	—
			5月市議会臨時会（第2日）	役員選出、付議事件即決、委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会（文教生活分科会）	質疑（歳出）	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
27	土		市政感謝会	式典	市民会館
			市民体育大会 陸上競技の部	大会	枚方陸上競技場
28	日		市民体育大会 インディアカ 女子の部・男子の部	大会	池の里市民交流センター
29	月		校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
30	火		寝屋川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する要綱の制定	教育委員会における情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項について定める要綱の制定	—
31	水		学校訪問		第四中学校
6	1	木	令和5年度第1回社会教育委員会議	会議	議会棟4階 第1委員会室
	2	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	4	日	市民体育大会 ソフトテニスの部	大会	南寝屋川公園
	8	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	11	日	市民体育大会 少林寺拳法の部	大会	市民体育館
	15	木	教育委員懇話会 教育委員会定例会		本庁2階 特別会議室1 議会棟5階 第2委員会室

6月・7月教育委員会行事計画書

(6月16日～7月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
6	20	火	6月市議会定例会（第1日）	市長所信表明、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	28	水	6月市議会定例会（第2日）	代表質問	市議会議場
	29	木	6月市議会定例会（第3日）	代表質問	市議会議場
	30	金	令和5年度管理職選考	校長・教頭・指導主事 論述選考	総合教育研修センター
7	3	月	校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
			令和5年度管理職選考	教頭・指導主事 面接選考	総合教育研修センター
	4	火	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
	5	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	6	木	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	7	金	6月市議会定例会（第4日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
			大阪府都市教育長協議会	役員会、定例会	ホテルアヴィーナ大阪
	10	月	北河内地区教育長協議会（～11日）	管外研修	福岡県 北九州市
	13	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	14	金	中核市教育長会	総会、研修会	東京都都市センターホテル
	19	水	令和5年度第2回社会教育委員会議	会議	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	20	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
	28	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	ホテルアヴィーナ大阪

報告第19号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和5年6月15日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

令和4年度寝屋川市一般会計繰越明許費繰越計算書

款 項	事業名	金額	翌年 度額	左の財源内訳						
				既 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源	
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
8 教育費	2 小学校費	市立小学校衛生用品等 購入経費	円 33,300,000	円 33,300,000	円 16,650,000	円 16,650,000	円 —	円 —	円 —	円 —
	3 中学校費	市立中学校衛生用品等 購入経費	円 16,650,000	円 16,650,000	円 8,325,000	円 8,325,000	円 —	円 —	円 —	円 —

議案第 号

寝屋川市立地域交流スペース条例の制定

寝屋川市立地域交流スペース条例を次のとおり制定する。

令和5年6月20日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立地域交流スペース条例

(設置)

第1条 市民の学習及び子育ての支援を図るとともに、市民相互の交流を推進するため、地域交流スペースを設置する。

2 地域交流スペースは、次に掲げる事項を行う施設とする。

- (1) 図書その他の資料を市民の利用に供すること。
- (2) 市民が自主学習を行う場を提供すること。
- (3) 子どもの知育を行ったり、子ども及びその保護者が相互の交流を行う場を提供すること。
- (4) 市民が憩い、相互の交流を行う場を提供すること。

(名称及び位置)

第2条 地域交流スペースの名称及び位置は、次のとおりとし、寝屋川市立望が丘小学校及び寝屋川市立望が丘中学校に附置する。

- (1) 名称 寝屋川市立望が丘地域交流スペース
- (2) 位置 大阪府寝屋川市打上高塚町4番1号

(利用することができる者)

第3条 地域交流スペースを利用することができる者は、寝屋川市に住み、働き、又は学ぶ者とする。

(利用の手続)

第4条 地域交流スペースの利用を希望する者は、あらかじめ、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の登録を受けなければならない。

2 地域交流スペースを利用しようとする者は、その際に、教育委員会の定める方法により、当該利用の申出をしなければならない。

(利用の制限等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域交流スペースの利用を制限し、又は地域交流スペースからの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) 地域交流スペースの管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(汚損等の場合における原状回復及び損害賠償)

第6条 利用者は、地域交流スペースの利用に際して、地域交流スペース又はその設備等（図書その他の資料及び物品を含む。）を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、地域交流スペースの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年度寝屋川市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）

1歳入 歳入歳出補正予算事項別明細書

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費国庫補助金	1,053,982	606,421	1,660,403

区分	金額 千円	説明
		千円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	606,421	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 606,421 (補助率) 定額補助

19款 繰入金

1項 基金繰入金

1 公共公益施設整備基金繰入金	708,072	115,833	823,905
5 財政調整基金繰入金	968,520	121,061	1,089,581
9 くらし・笑顔創生基金繰入金	108,025	162,381	270,406
計	1,932,521	407,463	2,339,984

公共公益施設整備基金繰入金	115,833	公共公益施設整備基金繰入金	115,833
財政調整基金繰入金	121,061	財政調整基金繰入金	121,061
くらし・笑顔創生基金繰入金	162,381	くらし・笑顔創生基金繰入金	162,381

21款 市債

1項 市債

5 教育債	5,188,900	1,056,800	6,245,700
計	9,647,700	1,077,300	10,725,000

義務教育施設整備事業債	1,047,800	小中一貫校債	1,047,800
社会教育施設整備事業債	9,000	社会教育施設整備事業債	9,000

2 歳出

8款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				國府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 教育指導費	千円 787,430	千円 1,320	千円 788,750	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,320
3 総合教育研修センター費	58,955	1,641	60,596	-	-	-	1,641
4 学校建設費	4,568,757	1,321,605	5,890,362	-	1,047,800	273,805	-
計	6,039,751	1,324,566	7,364,317	-	1,047,800	273,805	2,961

節・説明		事業概要	
区分	金額	千円	千円
13 使用料及び賃借料	1,320	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
使用料	1,320	1 考える力、学力、体力の育成に要する経費 ICT教育推進事業 デジタルMIM(使)	1,320
7 報償費	735	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
報償費	735	1 教職員研修等の推進に要する経費 教職員研修・研究 寝屋川方式推進事業の追加補正 報償 735 消 78 食 1 使 817 負 10	1,641
10 雇用費	79		
一般消耗品費	78		
食糧費	1		
13 使用料及び賃借料	817		
使用料	817		
18 負担金、補助及び交付金	10		
負担金	10		
14 工事請負費	1,157,533	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
工事請負費	1,157,533	1 小中一貫校の設置に要する経費 (1) 小中一貫校施設整備に係る建設等工事の追加補正 (2) 小中一貫校学校用家具購入(規格備品)	1,321,605 1,157,533 164,072
17 備品購入費	164,072		
校用器具費	164,072		

2項 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その 他	
4 学校給食費	千円 1,346,072	千円 148,197	千円 1,494,269	千円 150,889	千円 -	千円 △2,692	千円 -
計	3,024,846	148,197	3,173,043	150,889	-	△2,692	-

3項 中学校費

4 学校給食費	585,233	144,144	729,377	126,705	-	17,439	-
				国庫支出金			
計	1,646,370	144,144	1,790,514	126,705	-	17,439	-

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	356,731	13,916	370,647	-	9,000	4,059	857

節・説明		事業概要	
区分	金額	千円	千円
10 需用費	147,983	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
賄材料費	147,983	1 学校給食の運営に要する経費	148,197
18 負担金、補助及び交付金	214	(1) 小学校給食費の無償化の追加補正 賄 129,808 补 192	130,000
補助金	214	(2) 小学校給食食材費緊急支援事業の追加補正 賄 18,175 补 22	18,197

10 需用費	143,898	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
賄材料費	143,898	1 学校給食の運営に要する経費	144,144
18 負担金、補助及び交付金	246	子育て支援としての中学校給食の無償化 賄 143,898 补 246	
補助金	246		

10 需用費	744	〔学びによる市民文化の向上と発展〕	
一般消耗品費	414	1 学習機会の充実に要する経費	13,916
印刷製本費	121	(1) 望が丘地域交流スペース整備事業	13,916
光热水費	204	ア 光热水費	204
医薬材料費	5	イ 施設用備品	13,059
11 役務費	25	ウ その他	653
電話料	25	消 414 印 121 医 5 電 25	
12 委託料	88	委 88	
委託料	88		
17 備品購入費	13,059		
庁用器具費	13,059		

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国府支出金	地方債	
3 図書館費	千円 485,504	千円 4,284	千円 489,788	千円 -	千円 -	千円 4,284
5 留守家庭児童会費	608,393	3,557	611,950	-	-	-
計	1,664,459	21,757	1,686,216	-	9,000	4,059
						8,698

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額	
10 領用費	千円 93	【学びによる市民文化の向上と発展】
一般消耗品費	93	1 図書館機能の充実に要する経費 望が丘地域交流スペース整備事業
13 使用料及び賃借料	216	消 93 使 216 備 3,975
使用料	216	
17 備品購入費	3,975	
図書購入費	3,975	
17 備品購入費	3,557	【安心して子どもを産み、育てる環境づくり】
疗用器具費	3,557	1 放課後の居場所の充実に要する経費 留守家庭児童会備品購入費の追加補正
		3,557

第2表 繼続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
8 教育費	1 教育総務費	小中一貫校施設整備に係る建設等工事	7,683,500	令和3年度	131,670	8,841,033	令和3年度	131,670
				令和4年度	3,792,035		令和4年度	3,792,035
				令和5年度	3,759,795		令和5年度	4,917,328

議案第23号

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について

別紙のとおり実施方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求める。

令和5年6月15日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和4年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため。

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

その評価方法や報告書の様式、議会への報告方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することになっている。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものとする。

3 点検・評価の対象

『寝屋川市教育大綱実施計画』において定めた『「考える力」の確立』、『特色ある「寝屋川教育」の確立』の 2 つの視点を実現するための主な事業を点検・評価の対象とし、実施計画の進行管理を意識した取組とする。

4 評価方法

点検・評価に当たっては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、「教育改革重点取組」を構成する「構成取組」ごとの活動実績等を分析し、教育改革重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととする。

また、客観性を確保するとともに、指導・助言をいただくため、学識経験者の知見を活用する。

※ 学識経験者： 大阪商業大学 的場 啓一 教授
兵庫県立大学 竹内 和雄 教授

5 令和5年度のスケジュール（案）

- (1) 6月15日：教育委員会定例会で実施方針を決定
- (2) 6月中旬：学識経験者（2名）の決定
- (3) 8月24日：教育行政事務の点検及び評価に関する会議
8月28日・29日：学識経験者 意見聴取
- (4) 10月中旬：教育委員会定例会で報告書を決定
- (5) 10月下旬：市議会に報告書の提出
- (6) 10月下旬：報告書を教育委員会のホームページに掲載

議案第24号

寝屋川市文化振興会議委員の委嘱について

寝屋川市文化振興条例第 11 条第 4 項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市文化振興会議委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 15 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市文化振興会議委員（笠間康浩氏）の解嘱に伴い、新委員を委嘱するため。

寝屋川市文化振興会議委員の委嘱について

1 委嘱委員数

学校教育関係者 1名

2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市文化振興条例第11条)	氏名	経歴等
第4項 市立学校関係	岡野 香里	寝屋川市立木田小学校 校長

3 任期

前任者の残任期間

(委嘱日から令和6年8月31日まで)

議案第25号

寝屋川市文化財保護審議会への諮問について

市指定文化財の指定について、寝屋川市文化財保護条例第6条第3項の規定に基づき寝屋川市文化財保護審議会に諮問するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年6月15日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市指定文化財の候補物件である十一面觀音菩薩立像(大念寺所蔵)について、専門的立場から答申を受けるため。

(案)

社文ス第 号

令和 5 年 月 日

寝屋川市文化財保護審議会

会長 吉原 忠雄 様

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

寝屋川市文化財保護条例による指定について（諮問）

標記の件につきまして、寝屋川市文化財保護条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、
下記の物件について諮問します。

記

有形文化財

十一面觀音菩薩立像（大念寺所蔵）

以上

諮詢物件の概要

(ふり がな) 名 称	じゅういちめんかんのんぼさつりゆうだう 十一面觀音菩薩立像
特 徴	頭上に三面を残し、左手に宝瓶を持ち、右手を垂下して立つ十一面觀音菩薩像。 像高65.4cm ヒノキ材・一木造・彫眼・彩色
所在地	寝屋川市堀溝2-9-1 宗教法人大念寺
<p>十一面觀音菩薩立像は、本堂内の向かって左側の漆塗り厨子内に安置されてる。 現在、頭上には十一面の内、三面のみが残っており、着付けは肩部から半身を巻くように長い条帛（じょうはく）、腰から下にスカート上に巻く裙（くん）、肩から手に天衣（てんね）をつけている。 姿は左手を曲げて宝瓶を腰の位置で持ち、右手は垂下して掌を前に向けて五本の指を伸ばし、両足先を開いて直立する。 その作風から平安時代11世紀の制作と推定され、木造仏像としては市内で現存最古の作品である。</p>	

写 真

